

●香川県公告第六百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

広島県広島市南区京橋町二番二二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松

高松市上天神町高田三一四番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

名 称	住 所	変更年月日
株式会社タイムタイム	広島県広島市西区商工センター 二丁目三番一号	平成十五年一月 三十一日
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中島六 丁目八番地の一	平成十五年九月 十三日
有限会社ムラクリエイト イブハウス	東京都世田谷区上馬一丁目三三 番一七号一〇二号室	
株式会社イング	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六 番九号	平成十五年九月 十四日
株式会社オンワード樫山	福岡県福岡市中央区大名二丁目 六番四三号	平成十五年九月 十九日
株式会社ちぐさ	高知県高知市帯屋町二丁目二番 一五号	
有限会社センコヤ本店	高松市丸亀町一二番四号	
株式会社センソユニコ	大阪府箕面市船場東二丁目六番 五五号	
株式会社イーストボーイ	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目八 番三号	

(2) 大規模小売店舗における小売業を廃止する者

名 称	住 所	変更年月日
株式会社セブンシーズ	東京都国立市東一丁目七番五号	平成十五年三月 一日
讃岐商事株式会社 株式会社カワイ	丸亀市郡家町二五〇七番地の一 高松市栗林町三丁目一一番二八 号	平成十五年七月 二十七日
有限会社バックス	岡山県岡山市円山町三八五番地 の五七	
株式会社アバン	高松市末広町二番二号	平成十五年九月
愛亜夢藤井株式会社	大阪府泉大津市若宮町八番二号	十七日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

変 更

前後別	名 称	代表者の氏名	変更年月日
変更前	株式会社タカラブネ	新開純也	平成十五年五月
変更後	株式会社スイートガーデン	山本悟	一日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

変 更

	名 称	変更年月日
前後別		
変更前	株式会社ヤマダヤ洋品店	平成十四年七月五日
変更後	株式会社ヤマダヤ	

二 届出年月日

平成十五年十一月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課
高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年十二月九日（火曜日）から平成十六年四月九日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年四月九日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ